

随意契約理由書

1. 契約工事名

淀川左岸流域下水道 渚水みらいセンター 自家発電設備機能増設工事

2. 随意契約理由

本工事は、淀川左岸流域下水道 渚水みらいセンター 自家発電設備更新工事（1号）の実施に伴い、既設の自家発電設備（2号）と並列運転を行うために必要な機能増設を実施するものです。

本設備は、富士電機株式会社が設計、製作したものであり、機能増設を実施するには、同社が唯一保有する独自技術と、当該設備の詳細な設計資料及び専門知識などを有し、機能、構造に精通していることが必要であり、機能動作試験を行うためには、機能増設箇所を含めた電気設備全体のシステムを細部まで把握していることが必要です。

以上のことから、本工事を実施できるのは水環境事業を富士電機株式会社から事業継承されているメタウォーター株式会社以外になく、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により同社関西営業部と随意契約を締結するものです。

3. 比較見積省略理由

本件は、上述のとおり「特定の者でなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により比較見積りの徴取を省略するものです。